

福祉用具購入費の受領委任払について

◆給付までの流れは、以下のとおりです。また、申請書類の審査が終了した翌月に支給します。

①相談～購入までの流れ(①-1、①-2の何れかに該当します)

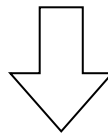
①-1《福祉用具の購入のみで、今後他の介護サービスを利用しない場合》

- 登録事業者に相談し、購入する福祉用具を決めます。
- 登録事業者が、「特定福祉用具販売計画書」を作成しますので、同意します。
- 福祉用具を購入し、代金の個人負担割合分(1～3割の何れか)を支払います。
- 以下の書類が登録事業者から交付されます。
 - ・「領収証」 ・福祉用具の詳細が分かる「パンフレット等の写し」
 - ・「特定福祉用具販売計画書」

①-2《福祉用具の購入以前から、介護サービスを利用している場合》

※福祉用具の購入と同時に、他の介護サービスを利用し始める場合も含む

- 担当ケアマネジャー等と登録事業者に相談し、購入する福祉用具を決めます。
- 担当ケアマネジャー等が、「ケアプラン」に福祉用具購入の項目を追加し、作成しますので、同意します。
- 登録事業者が、「特定福祉用具販売計画書」(若しくは「特定福祉用具貸与計画書」)を作成しますので、同意します。
 ※ケアプランに「福祉用具貸与」が位置付けられている場合は、「特定福祉用具貸与計画書」となります。
- 福祉用具を購入し、代金の個人負担割合分(1～3割の何れか)を支払います。
- 以下の書類が登録事業者から交付されます。
 - ・「領収証」 ・福祉用具の詳細が分かる「パンフレット等の写し」
 - ・「特定福祉用具販売計画書」(若しくは「特定福祉用具貸与計画書」)

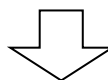


※申請上の注意点(以下の場合には不支給)

- ・要介護認定新規申請中。
- ・給付制限を受けている。
- ・入院、入所中。(ケアハウス等は除く)
- ・支給限度額の残額が無い。 など

②申請

- 以下の必要書類を提出し、申請します。
 - ・「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)」
 - ・「領収証」 ・「パンフレット等の写し」
 - ・「特定福祉用具販売計画書の写し」(若しくは「特定福祉用具貸与計画書の写し」)



③支給決定

- 申請者に、支給決定(受領委任払に該当した旨)のお知らせを送付します。
- 登録事業者に、支給決定通知書にて通知し、後日福祉用具購入費を支給します。